

## 第 19 回軽米町議会定例会

令和 3 年 6 月 1 1 日 (金)

午後 2 時 0 1 分 開 議

### 議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1 号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例  
(令和 3 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2 号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
(令和 3 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 3 年度軽米町一般会計補正予算 (第 2 号)  
(令和 3 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 3 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)  
(令和 3 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 請願陳情第 10 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願  
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 6 発議案第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書
- 日程第 7 総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第 8 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 9 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		福島	貴浩	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	工藤	薫	君
再生可能エネルギー推進室	長	梅木	勝彦	君
水道事業所	長	工藤	薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	梅木	勝彦	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時01分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、総務教育民生常任委員長から1件の発議案の提出がありました。

同じく本日付で、総務教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号から議案第4号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第4号 令和3年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第4号までの4件について、特別委員会での審査の結果の報告を求めます。

令和3年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、大村税君。

〔特別委員長 大村 税君登壇〕

○特別委員長（大村 税君） 第19回定例議会におきまして令和3年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託されました案件は、議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例から議案第4号 令和3年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件でありました。

役場3階会議室において、当局の出席の下、提案理由の補足説明を求め、慎重な審議がなされました。

中でも、議案第3号のコロナウイルス感染防止対策についてであります。主な議

論としては、庁舎多機能トイレ設置工事や、感染対策備品として購入費等及び新型コロナウイルス接種対応状況等についてや、新型コロナウイルスワクチン接種在宅要介護者タクシー利用支援事業助成金についてなど、慎重に審査を行いました。

また、今町民の最も注目している（仮称）かるまい交流駅建設に関わる医療廃棄物処理についての搬出完了の状況や土壌調査に関わる件についてなど、現場に出向き確認調査後、資料を求め、経過説明を受け、今後の対応策について町民の不利益の発生しないような最大限の努力をするよう求めることなど、委員から活発な議論がなされました。

結果について報告いたします。一部の議案に反対がありましたので、採決は2回に分けて行いました。議案第1号、2号、4号については全会一致で可決とし、議案3号については賛成多数で可と決しました。

なお、要望として、町民が関心を持っている事項については、政務報告を含め、予算執行事業等に変更が起きた場合、速やかに報告するよう申し入れて委員長の報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については特別委員会において全会一致で可と決した議案については討論なしとし、反対のあった議案第3号について討論を求めることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号について討論ありませんか。

山本幸男君。反対。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 議長の仰せのとおり、第1号、第2号、第4号については賛成でありまして、第3号についてだけ反対でございますので、反対の理由を述べまして皆様のご賛同をお願いしたい、そう思います。

議案第3号中、予備費の件でございます。かるまい交流駅の事業については、大変残念ながら医療廃棄物が出土いたしまして、撤去処分に1億2,400万円の町費が投入。さらに、今回補正予算で二戸保健福祉環境センターの指摘により、建設予定地の土壌の鉛成分が基準を超過しているため、法に基づき調査を求められ、今年度予算中、予備費308万円を流用して契約。3月8日に指摘されたにもかかわらず、3月定例会開会中あるいは3月末の臨時議会等ではそれには一切触れず、流

用して契約したものでございます。繰り返しになりますが、3月8日指摘されたにもかかわらず、そういう報告が一切ないと。まさに町民無視、議会無視ではないか。したがって、議案第3号の一般会計補正予算には賛成できない。

しかも、県に要望して撤去処分その他土壌検査等の経費の負担を県あるいは医療局に求めて町長は頑張るといのように公言しておりましたが、5月10日の県の回答は、話し合い、検討会には応ずるが、大体その回答の中身については厳しい回答、むしろゼロ回答というような、県の負担は期待できないというような回答に私は思っております。かるまい交流駅関係で308万円を勝手に流用し、今回補正予算において新たに追加するというような議案の提出の仕方、議案の内容には当然賛成できませんので、議案第3号に反対でございますので、議員各位におかれましても熟慮の上、私と一緒に行動してもらおうようお願い申し上げます。

討論といたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

茶屋隆君。賛成。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、私は議案第3号の令和3年度軽米町一般会計補正予算（第2号）に賛成する立場で討論いたします。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億1,042万1,000円を追加し、総額を76億4,727万5,000円とするもので、9日から開かれた特別委員会において、町当局から事業内容の説明がありました。新型コロナウイルスは感染力が高い変異型が確認されるなど、国内では9都道府県において発令されていた緊急事態宣言が再延長となる事態となっています。少しずつ減少傾向ではあるものの、依然として感染予防対策が必要な状況となっています。

そのような中で、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染対策として、町民バスやスクールバス等の車内抗菌ウイルスコーティングや、イベント用感染症対策備品整備等とともに、コロナワクチン接種に関する経費など、より充実した感染症対策の整備とワクチン接種への早期対応などについては、町民として安心した生活の営みができるものと考えます。

予備費につきましては、小規模災害の発生など、予測のできない支出が発生した場合において速やかに対応するため、町政運営上必要な経費であります。

以上のことから、今回の補正につきましては、町民の安全で快適な生活環境整備のために必要なものであることから、私は令和3年度軽米町一般会計補正予算（第2号）に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は2回に分けて行います。

議案第3号の1件、議案第1号、議案第2号及び議案第4号の3件の2回です。

議案第3号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数。

よって、議案第3号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例、議案第2号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例及び議案第4号 令和3年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号、議案第2号及び議案第4号の3件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号、議案第2号及び議案第4号の3件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例、議案第2号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例及び議案第4号 令和3年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件は原案のとおり可決されました。

---

◎請願陳情第10号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、請願陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、中村正志君。

〔総務教育民生常任委員長 中村正志君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（中村正志君） 第19回軽米町議会定例会におきまして、総務教育民生常任委員会に付託されました案件は、請願陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願でした。

本請願につきまして、6月8日全委員6名出席の下、慎重に審査いたしました。新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るために

も、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題であるという請願の趣旨を了とし、出席委員6名全員の賛成により採択したことをご報告申し上げます。

議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。請願陳情第10号に対する委員長の報告は採択とするものです。

請願陳情第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、中村正志君。

〔総務教育民生常任委員長 中村正志君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（中村正志君） 発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提案理由を申し上げます。

本議案は、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充を推進されるよう、政府関係機関に意見書を提出するものです。

意見書については、別紙として配布しておりますが、前文は割愛し、要望項目の5項目を申し上げます。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、

医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全、安心の医療、介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化、拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、5項目について、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛てに提出することといたします。

以上、発議案第1号について、軽米町議会会議規則、第14条第3項の規定により提出します。

議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書は原案のとおり可決されました。

---

◎総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦満雄君） 日程第7、総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしておりました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務教育民生常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第8、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第9、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は……

〔「議長からちょっと伺いたいのがあります。よろしいですか。発言を許してください」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

○9番（細谷地多門君） 議長の許可をいただきましたので。今回実は議長からお伺いしたいのは、令和3年5月21日付で町内に住所のある女性から、議長宛てに陳情書

が本人持参で提出されたという内容であります。趣旨内容は、山本町長、それから松浦求元議長、それから細谷地議員の3名の特別職公務員の行為について、職務において適切な行為であるか、在り方について調査検討の上、是正の余地がある客体がある場合には、しかるべき対処をするよう表示登記等審議お願い申し上げますという文面であります。これが、議長宛てに出した女性からの陳情書の趣旨ということであります。

私も中身について、これは議会の事務局のほうから議長の許可をもらって、私の名前もありますので、いただきました。それで中身を見ました。誠に正確でない内容、都合のよい身勝手な推測だ。それから、曲げた捏造内容。私は非常に怒りを覚えます。それで、私自身の名誉回復のためにも、直ちに名誉毀損で提訴したいと考えております。このことは直接議長には、議長が陳情を出したのではありませんから、議長を提訴するわけにはいきませんので、提出者からの部分で提訴したいと考えております。

そこで、議長からお聞きしたいのですが、この議長宛てに出された陳情書の扱いについて、当然これは議長として中身を読んだの判断だと思うのです。趣旨内容にある3名のほかにも、一般町民の方々が複数名、実名が列記されております。なぜ公文書扱いにしたのか、私は不思議でなりません。到底理解できない。こういう個人情報満載の文書を、何で公文書扱いにしたのですか。開示請求すれば、総務課からすれば、これはもう取れる文書なのですよ、陳情書は。またさらに言えば、何で議長は今日みんなに配布していないのですか。聞けば1回目の先月の末行われた議会運営委員会というのに、6人のメンバーで構成されているわけですが、その中では各議員の本会議場の席に開会の日に配布するというような。それから、議案を審議する特別委員会終了後に担当課からの説明を求めるとか、何の説明なのだか。担当課が説明できるわけないでしょう。そして、議長が2回目の招集かけたのですか、定例会の初日の朝早く、本会議が始まる直前に。今月の3日と聞いておりますが、議運を開いて、その中で、これやっぱりどうしても実名が公表になるとまずいと、個人情報の部分からまずいと判断で、議長預かりというようなことをやったそうですが、その預かりというのは何なのですか。私は二十数年議員やっているけれども、今だかつてこういう預かりなんていうのは聞いたことも見たこともありません。どういうふうに対処しようとしていたのか、議長からきちんと聞きたいなと思っています。

いかがですか、議長、お答えください。この陳情書の扱いについて、なぜ今日出てこないのか、公文書扱いにしたにもかかわらず。普通門前払いなのですよ、こういうのは。出す権利があるから、それは出すとは言えないはずなのです。合法的に出されれば、事務局では受けなければならない、拒否するわけにはいかない。そ

して、議長は、議長宛てに出されていますから、当然目を通して不適切なものには指導して差し戻して、名前を訂正するとか消すとか、そういう措置を取りながら再度提出、出すのであれば出してくださいうふうなことの指導を行うべきではないですか。何でこれ初めから受けたのですか、そもそもそれが最大の議長の失態だと私は思います。これやっぱり個人名を出しているのだから、それ公文書扱いになっているのだから、あなた議長として最大の責任があるはずですよ。これ個人名の方々、列記しているメンバーに、個人個人に謝罪すべきだ。いかがですか、お答えください。

○議長（松浦満雄君） それでは、ただいまの細谷地議員からの発言は、議事進行に関する発言と理解し、私からお答えをいたします。

結論としては、陳情書は取扱ったことではございません。陳情書が提出された場合の取扱いについては、軽米町議会運営に関する申合せ事項、それから軽米町議会会議規則に示されています。議会運営委員会の権限の一つとして、議案、請願等を審査することが明記されています。地方自治法第109条第3項、申合せ事項128、会議規則第95条、このことから議会運営委員会に取扱いを諮り、2度の議会運営委員会を経て、最終的に議長預かりとなったものであります。したがって、取り扱ったことではありません。仮に本会議上での配布となった場合でも、審議、取り扱ったことにはなりません。

今後については、現在の申合せ事項をさらに詳細にした取扱い方針を定めることについて、議会運営委員会で確認しております。

これ以上お答えはできませんが。

細谷地多門君。

○9番（細谷地多門君） 今回の議長の答弁、誠に認識が相当私とずれていると思っております。この取扱い、全然間違っていますよ、議長。預かりというのはないのだ。どこの規則に預かりとありますか。請願陳情書にしろ、そんなはないと思う。だって、今現在、議運以外の方が持っていますか、それ。資料持っていないでしょう。私は持っている聞いていない。私はたまたま当事者で、名前があるから、事務局通してもらっているのだけれども、ないでしょう、ほかの皆さんは。何の話をしているか分からないでしょう、だって。議運の方々は分かるはずですよ。

そこで、議運の委員長、本田委員長、あなたからもちょっとお伺いしたいけれども、議運の中でどのような意見が交わされましたか、1回目。お答えください。これでいいのかというあれがあったのですか、それとも……

○議長（松浦満雄君） 細谷地議員に申し上げます。何度も同じことになりますが、今後の取扱いについては、現在の申合せ事項をさらに検討して、取扱い方針を定めていくと。

○9番（細谷地多門君） 議長、公文書扱いになっていないというのは、それはうそですよ。公文書なのだ、これ。では、開示請求で取れないのですか。公文書でなければ取れないでしょう、開示請求。開示請求すれば取れるのだから、公文書ですよ、これ。議長、何言っているのですか。観点が全然違うな。回答になっていない。

○議長（松浦満雄君） それでは、その件について、事務局長から説明させます。

○議会事務局長（小林千鶴子君） 今回配布したのは、議会運営委員会での議案審議のために配布したものです。その際名前を黒塗りにしますと、陳情者が何を言いたいのかが分からなくなるため、同一の実施機関内の審議のためのものですので、そのまま配布したものです。仮に第三者から開示請求があった場合は、まず開示できるかどうか、個人情報保護とか開示請求に関する規則等を調べて、開示できるものかどうかの可否を決定することになりますし、例えば開示できるとなった場合にも、個人名については黒塗りになるのではないかと、私が読んだ限りではそのように受けています。まず、陳情書については、議長判断で受け入れないとかと決定できるものではないと考えます。議長会のほうからも、その部分については確認をしております。

以上です。

〔「もう一回、議長」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門議員。

○9番（細谷地多門君） 何回もしゃべりません、もう最後の質問にしますが、議長、今事務局のほうからも説明はあったけれども、全く私の認識からいけば、もう答えになっていない。あとの議運以外の議員の人には全然、彼らだって知る権利あるでしょう。ここにいる議員なんていうのは、そうだと思いますよ。そういう連中にも行かないのですか。何の議題を細谷地議員が言っているのか、まだ理解に苦しむ人たちもいるはずですよ、何のことを言っているのだと。ただ、こういう陳情書があって議長が受けたと。受けたのでしょう、受けたから議運にかけたのでしょう。だって、不適切だと思えば却下できるのだもの。差戻しして、訂正して、また出してこいというような指示できるのだ、議長は。それぐらいの判断できるでしょう。我々3人だけでなく、中身に入って一般の町民も平気で列記しているのだもの、個人名をフルネームで。こんなの個人情報、とんでもない話だ。これは平気で公の場で審議するに値しないと、私はそう思います。それこそ、もう名前を潰して、そして出してこいと、そうすると審議できるのだというような指導を仰ぐべきではなかったのですか。私はそこを言いたい。

○議長（松浦満雄君） 細谷地議員の考え方は了解します。しかしながら、私は会議規則及び議会運営に関する申合せ事項に示されているとおりに取り扱ったつもりでございます。今後の取扱いについては、議会閉会后に議運の皆様といろいろとご相談を申

し上げて、今後の方向を決めていきたいというふうに思います。

これで細谷地議員の質疑を終わります。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

---

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第19回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月3日に開会以来、本日までの9日間にわたり開催されたところであります。今定例会には、人事同意案1件、条例の一部改正に関する議案2件、一般会計の補正予算に関わる議案2件の合わせて5件の議案を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての町独自の生活支援や事業支援、町民の皆様への情報提供の在り方などに対しまして熱心にご議論いただきました。議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり十分心して進めてまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種につきましては、国内全体では減少傾向となっているものの、終息の見通しは立っておらず、今後もその状況を注視し、町民の皆様のご協力も得ながら適時適切に対応してまいります。また、ワクチン接種につきましても、8月上旬には終えるよう進めてまいります。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第19回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時45分）